

# オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和2年9月14日

支出負担行為担当官

筑波産学連携支援センター長 松井 章房

## 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 購入等件名 筑波産学連携支援センター研修生宿泊施設「宿泊管理システム」  
(ウェブサイト)に係るクラウドサービスの提供
- (2) 仕様等 別紙調達仕様書及び要件定義書のとおり
- (3) 提供期限 令和2年9月30日
- (4) 提供場所 筑波産学連携支援センター及び関係機関
- (5) 契約の保証 免除
- (6) 契約書案 別紙のとおり

## 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助員であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 筑波産学連携支援センター長から、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター工事請負契約指名停止等措置要領(昭和59年7月2日付け59農会第1391号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

## 3 仕様書等の配布場所及び問合せ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9

筑波産学連携支援センター 総務課 用度係

電話029-838-7217

## 4 見積書の提出場所及び期限

- (1) 見積書の提出場所  
上記3に同じ

(2) 見積書の提出期限

令和2年9月30日17時 上記3宛てに持参又は郵送で送信すること。なお、2の(3)を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を併せて持参又は郵送すること。

## 5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和2年10月1日14時

(2) 場所 〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9  
筑波産学連携支援センター

## 6 見積書の作成及び提出等

(1) 見積書の作成

見積書の様式は任意とする。

(2) 見積書の記載金額

見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載する。

(3) 見積書の提出

上記4の(2)の見積書提出期限(以下「提出期限」という。)内に見積書を作成し、封かんの上見積人の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び見積件名を表記し、契約担当官等に提出するものとする。

見積人が、代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状(様式第2号)を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をするものとする。

見積書を郵送する場合は、締切日時必着とし、二重封筒とし、中封筒の表に上記の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「(案件名)見積書在中」と朱書きするものとする。委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

(4) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは開封の前後を問わず認めない。

(5) 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 7 公正な見積りの確保

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

## 8 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 記名押印を欠く見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積
- (7) 見積品等の事前確認が必要な見積にあつては、事前に承認を受けていない者による見積
- (8) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

## 9 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。  
紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知する。

## 10 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

## 11 結果の公表

見積合わせの結果は落札者に通知するほか、当センターホームページ上にて公表する。

## 12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 都合により見積合わせ後に取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

- (6) 本案件は少額随意契約であるため、見積価格は100万円（税抜き）を上限とする（予決令第99条）。